

(介護予防) 訪問看護のサービス提供に係る契約書

重要事項説明書ならびに個人情報使用の同意書

松山市指定

第 3860190911 号



◆ 訪問看護サービスの方針・目的

訪問看護ステーションコスモスは、ご利用者および家族の健康保持に努め、それぞれのご希望・生活のスタイルを尊重し、在宅療養のお手伝いをさせていただくよう心がけております。

また、主治医・地域のサービス機関との連携を図り、ご自宅での生活が少しでも快適なものとなるよう誠意ある対応で支援してまいります。

◆ 事業所の概要

- ◇ 名 称 : 訪問看護ステーションコスモス
- ◇ 事業者指定番号 : 3860190911
- ◇ 所在地 : 松山市別府町444-1
- ◇ 電 話 : 089-911-6333
- ◇ F A X : 089-911-6334
- ◇ 管理者 : 塚本 和恵

◆ 職員等の体制

従業員の職種	員数	職務内容
管理者	1名	従業員を指導監督し適切な事業の運営が行われるよう統括します。
看護師	5名以上	訪問看護計画書および訪問看護報告書を作成し、訪問看護の提供にあたります。
理学療法士	2名	
作業療法士	2名	
言語聴覚士	2名	
看護補助者	1名以上	複数名での訪問看護の提供にあたり看護師の補助を行う。
事務員	1名	必要な事務を行います。

◆ 営業日時のご案内

- ◇ 営 業 日 : 月曜日から金曜日
 - ◇ 休 日 : 土曜日・日曜日・祝日および年末年始（12／30～1／3）
 - ◇ 営業時間 : 午前9時から午後5時まで
- ※ご希望により、電話等による24時間連絡可能な体制を整えております。

◆ （介護予防）訪問看護・リハビリのサービスの内容

- ◇ 病状・全身状態の観察や健康管理
- ◇ 食事や排泄、清潔の保持などの日常生活のお世話
- ◇ 床ずれの予防や処置
- ◇ リハビリテーションの指導や実施
- ◇ 経管栄養、膀胱留置カテーテル、在宅酸素などの医療機器の管理や医師の指示による処置の実施
- ◇ 認知症患者の看護
- ◇ 療養生活における介護方法の指導や助言
- ◇ 住宅改修や福祉用具などについてのご相談
- ◇ ご自宅での看取りへの支援（ターミナルケア）

◆ 通常の事業の実施地域

- ◇ 通常の事業の実施地域は松山市（旧北条市、旧中島町を除く）と致します。
※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

◆ ご利用上のお願い

- ◇ 介護保険証や健康保険証・公費医療受給者証等を確認させていただきます。変更の生じた際は必ずお知らせいただくようお願いいたします。
- ◇ やむを得ず訪問予定の変更を希望される場合は、必ず前日までにお知らせください。

◆ 事故発生時の対応・損害賠償について

- ◇ （介護予防）訪問看護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には速やかに家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また事故により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。

◆ 苦情対応

- ◇ 提供した（介護予防）訪問看護サービスに苦情がある場合又は、サービスに関する苦情の申し立ておよび相談があった場合には迅速かつ誠実に対応いたします。
- ◇ また苦情対応の窓口責任者およびその連絡先を明らかにします。

◆ 苦情相談窓口

◎ 訪問看護ステーション コスモス

- ◇ 住 所 松山市別府町444-1
- ◇ 電 話 089-911-6333 ☆ サービスについてのご相談やご不満
- ◇ FAX 089-911-6334 等、どんなことでもご遠慮なくお申
- ◇ 管理者 塚本 和恵 し付けください。

◎ 愛媛県国民健康保険団体連合会（介護福祉課 介護保険係）

- ◇ 電 話 （089）968-8700 受付時間（平日） 午前8時30分～午後5時15分

◎ 松山市 指導監査課（事業者指定・指導担当）

- ◇ 電 話 （089）948-6968 受付時間（平日） 午前8時30分～午後5時15分

◎ 愛媛県福祉サービス運営適正化委員会（愛媛県社会福祉協議会）

- ◇ 電 話 （089）998-3477 受付時間（平日） 午前9時～12時
午後1時～午後4時30分

◆ サービス提供の記録等

- ◇ 訪問看護ステーションコスモスは、訪問看護サービスの提供内容に関する記録を行うと共に、その完結の日から5年間は適正に保存し、また利用者の求めに応じて閲覧に応じ、同時に実費負担によりその写しを交付します。

◆ 秘密保持

- ◇ 訪問看護サービスを提供する上で知りえた、利用者およびその家族に関する秘密および個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中および契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
ただし、あらかじめ利用者及び家族の同意を得た場合は、前述の場合にかかわらず、一定の条件の下で情報提供ができるものとします。

◆ 緊急時の対応について

- ◇ サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

◆ 個人情報の保護ならびに使用について

◇ 個人情報の保護

- ・個人情報の取扱いについて適切且つ安全に行われるよう、個人情報保護法の趣旨に沿い、同法を遵守し、患者様・利用者・ご家族様の個人情報の取扱いには十分に注意をして参ります。個人情報の提供は、下記利用目的の範囲内で必要最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払います。

◇ 個人情報の利用目的

- ・訪問看護を提供するにあたって、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に必要な場合に使用します。
- ・訪問看護を提供するにあたって、主治医より訪問看護指示を受ける場合に使用します。
- ・訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の作成および提供時に使用します。
- ・病状の急変等の緊急時に主治医に連絡し指示を受ける場合に使用します。

◆ 虐待の防止について

- ◇ 当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する担当者ならびに責任者を選定しています。

虐待防止に関する担当者・責任者	管理者・看護師 塚本和恵
-----------------	--------------

- ・成年後見制度の利用を支援します。
- ・苦情解決体制を整備しています。
- ・虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催しています。
- ・従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ・虐待の防止のための指針を作成します

虐待に関する相談窓口	(当事業所の窓口) (089) 911-6333 受付時間(平日) 午前9時～午後5時00分
	(市町村の窓口) 松山市 長寿福祉課 連絡先 (089) 948-6469 受付時間(平日) 午前8時30分～午後5時15分

◆ 身体拘束について

- ◇ 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

◆ 利用料金のご案内

(介護予防) 訪問看護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスである場合は、その自己負担割合分を利用者からいただきます。

※ () 内は介護予防訪問看護の単位数が訪問看護と異なる場合

種別	利用料金
訪問看護費 【看護】	・ 20分未満 … 314単位/回 (303単位/回) ・ 30分未満 … 471単位/回 (451単位/回) ・ 30分以上1時間未満 … 823単位/回 (794単位/回) ・ 1時間以上1時間30分未満 … 1,128単位/回 (1,090単位/回)
訪問看護費 【リハビリ】	・ 1回につき20分以上(1週間に6回を限度とする) … 294単位/回 (284単位/回) (1日に2回を超えて訪問看護を行う場合は、90/100を乗じた単位数で算定する) (1日に2回を超えて介護予防訪問看護を行う場合は、50/100を乗じた単位数で算定する) (介護予防訪問看護の場合は、利用開始月から12月を超えると、279単位/回となる)
各種加算	【看護師等の員数、定期的な会議・研修・健康診断の実施といった、厚生労働省が定める基準に適合した事業所が訪問看護を行った場合に加算されるもの】 サービス提供体制強化加算 (I) … 6単位/回 【緊急時や重度者の対応など、厚生労働省が定める基準に適合した事業所が訪問看護を行った場合】 看護体制強化加算 (II) … 200単位/月 (100単位/月) 【緊急時の訪問看護を希望される場合】 緊急時訪問看護加算 ※1 … 600単位/月 【夜間・早朝・深夜に訪問の場合】 夜間 18:00-22:00 … 訪問看護費の25%加算 早朝 6:00-8:00 … 訪問看護費の25%加算 深夜 22:00-6:00 … 訪問看護費の50%加算 【初めて訪問した場合】 初回加算 (I) 初回が退院・退所日の場合 … 350単位/月 初回加算 (II) 初回が退院・退所の翌日以降の場合 … 300単位/月 【入院中に在宅生活に必要な指導を行った場合】 退院時共同指導加算 … 600単位/月 【特別な管理が必要な場合】 特別管理加算 (I) ※2 … 500単位/月 特別管理加算 (II) ※3 … 250単位/月 【特別管理加算の対象者に長時間看護が必要な場合】 長時間訪問看護加算 … 1時間30分を超える看護につき300単位 【同時に複数の看護師等によって訪問看護を行った場合】 複数名訪問加算 (I) … (30分未満) 254単位/ (30分以上) 402単位 【看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を行った場合】 複数名訪問加算 (II) … (30分未満) 201単位/ (30分以上) 317単位 【訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言を行った場合】 看護・介護職員連携強化加算 ※4 … 250単位/月 【ターミナルケアを行った場合】(介護予防訪問看護にはありません) ターミナルケア加算 … 2500単位/死亡月 【保険外差額(実費)】 永眠処置料 … 16,500円(実費)
交通費他	交通費は一切いただきません。
徴収方法	料金は1カ月ごとに銀行口座からの引落にて徴収いたします。

※1 ①を選択する場合はあらかじめの契約が必要ですので、別紙任意契約書への署名押印をお願いします。

※2 対象は、在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている場合、又は気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している場合

※3 対象は、在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・又は在宅肺高血圧症患者管理指導を受けている場合、人工肛門・人工膀胱を設置されている場合、真皮を越える褥瘡の状態の場合、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる場合

※4 口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養及び経鼻経管栄養

（介護予防）訪問看護サービス提供に係る契約書ならびに個人情報使用の同意書

（介護予防）訪問看護サービスについて上記の通り、重要事項・サービス内容の説明ならびに個人情報使用に関する説明を受け、その内容に同意します。また（甲）の家族代表は、個人情報の使用に関する説明を受け、その内容に同意します。

また、この契約成立を証するために本証2通を作成し、甲乙各署名して1通ずつを保有します。

令和 年 月 日

甲 利用者（または代理人） 住所 _____

氏名 _____

【代理人を選定する場合、別途「委任状」が必要となります。

代理人が委任を受けた範囲内で行う行為の効果は、利用者本人に帰属します。】

（利用者の身体状況等により、署名不可能な場合）

署名代筆者 住所 _____

氏名 _____

（利用者との関係： _____ ）

利用者家族代表等 ご家族住所 _____

ご家族氏名 _____

乙 事業者 所在地 松山市別府町4-4-1 _____

事業者名 医療法人 ゆうの森 _____ ⑩

名 称 訪問看護ステーションコスモス _____

代表者名 理事長 永井康徳 _____

■この契約の有効期間は、契約締結日から1年間と致します。

■利用者からの解約のお申し出のない場合は、契約期間は自動更新されるものとしますが、利用者はいいつでも解約できるものとします。

【任意契約】

緊急時訪問看護加算を一部負担（600単位）し、緊急時対応を契約いたします。

ご利用者名 _____

